

宿泊約款

本宿泊施設（以下「当施設」という。）は、宿泊者（以下「宿泊客」という。）が安全かつ円滑に当施設を利用できるよう、以下の宿泊約款（以下「本約款」という。）を定める。

第 1 条（適用範囲）

- 1 本約款は、当施設と宿泊客との間で締結される宿泊契約及びこれに関連する一切の契約に適用される。
- 2 本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立した慣習による。
- 3 当施設は、本約款の趣旨に反しない範囲で特約を締結することができる。この場合、当該特約が本約款に優先して適用される。

第 2 条（宿泊契約の成立）

- 1 宿泊契約は、宿泊客が当施設に対して申込みを行い、当施設がこれを承諾したときに成立する。
- 2 予約サイト等の外部サービスからの申込みについても、当施設が承諾した時点で本契約が成立する。
- 3 宿泊客は、当施設が指定する期限までに、申込金を支払う義務を負うことがある。

第 3 条（宿泊申込みの拒絶）

- 当施設は、以下のいずれかに該当する場合、宿泊契約の申込みを承諾しないことができる。
- ・宿泊の申込みが法令又は公序良俗に反すると認められるとき
 - ・宿泊客が暴力団関係者、反社会的勢力その他これに準ずる者であると認められるとき
 - ・宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると当施設が判断したとき
 - ・宿泊客が伝染病にかかっている又はその疑いがあると認められるとき
 - ・天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊を引き受けることができないとき
 - ・宿泊客が過去に当施設に対し著しい迷惑行為を行ったことが判明したとき

第 4 条（宿泊者の登録）

- 宿泊客は、当施設予約時に以下の内容を届け出るものとする。
- ・氏名、住所、電話番号、前泊地、行先地、到着日時、出発日、室名、日本国内に住所を持たない場合は、国籍とパスポート番号
 - ・その他当施設が必要と認める事項

第 5 条（施設の利用形態）

- 1 当施設は原則として 1 日 1 組限定の貸切宿泊施設である。
- 2 当施設は、原則として無人スタッフ（常駐スタッフなし）にて運営する。

第 6 条（チェックイン・チェックアウト）

チェックイン時間およびチェックアウト時間については、事前に宿泊客より通知された時間を適用する。
当該時間に変更が生じる場合は、速やかに当施設へ連絡するものとする。

第 7 条（連絡方法）

- 1 当施設への連絡は、原則として LINE で行う
- 2 緊急時（事故、傷病、火災、設備の重大故障その他これらに準ずる事態）に限り、宿泊客は当施設が指定する緊急連絡先へ連絡するものとする。

第 8 条（料金の支払い）

- 1 宿泊料金は、当施設が別途定める料金表に基づく。
- 2 宿泊料金の支払いは、予約時の前払いとし、クレジットカードその他当施設が認める方法による。
- 3 宿泊客が任意に宿泊期間を短縮する場合であっても、当施設は料金の返金義務を負わない。

第 9 条（契約の解除（宿泊者による取消））

- 1 宿泊客は、当施設に申し出ることにより宿泊契約を解除することができる。
- 2 宿泊客が宿泊契約を解除した場合、当施設が定めるキャンセル料金を支払うものとする。
- 3 宿泊客がチェックイン予定時刻を 2 時間以上過ぎても連絡がない場合、当施設は宿泊契約が解除されたものとみなし、所定の違約金を請求できる。

第 10 条（契約の解除（当施設による解除））

- 当施設は、以下に該当する場合、宿泊契約を解除することができる。
- ・宿泊客が本約款に違反したとき
 - ・第 3 条各号いずれかに該当することが判明したとき
 - ・支払期限までに申込金が支払われなかったとき
 - ・宿泊客が他の宿泊者に危険・迷惑を及ぼす行為を行ったとき
 - ・天災その他やむを得ない事由により宿泊提供が困難となったとき
 - ・解除に伴い宿泊者に損害が生じても、当施設は責任を負わない。

第 11 条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当施設が定める利用規則及び掲示に従うものとする。

第 12 条（禁止事項）

- 宿泊客は、当施設において次の行為をしてはいけない。
- ・館内外における火気の使用（喫煙、BBQ、花火、焚き火、キャンドル、線香、蚊取り線香等を含む）
 - ・施設や備品を汚損、破損する行為
 - ・その他当施設当施設が安全管理上不適切と判断する場合

第 13 条（貴重品及び預かり品）

当施設内での紛失・盗難等について、当施設の故意又は重大な過失がない限り責任を負わない。

第 14 条（宿泊者の持込み物の損害）

- 1 宿泊客が当施設に持ち込んだ物品が毀損・紛失した場合、当施設の故意又は重大な過失があるときに限り、その損害を賠償する。
- 2 前項の賠償額は、一般的な取引価値を上限とする。

第 15 条（宿泊者の責任）

宿泊客が故意または過失により当施設、建物、備品等を汚損、破損、減質させ、または第三者に損害を与えた場合、宿泊客は当施設に生じた一切の損害を賠償するものとする。

第 16 条（免責事項）

- 1 天災地変、停電、通信障害、感染症問題その他当施設の支配の及ばない事由により宿泊提供が困難な場合、当施設は責任を負わない。
- 2 外部予約サイトのシステム障害による損害についても同様とする。

第 17 条（個人情報の取扱い）

当施設は、宿泊客の個人情報を、宿泊サービスの提供、安全管理、法令遵守のために使用し、個人情報保護法に基づき適切に管理する。

第 18 条（準拠法・管轄裁判所）

本約款に関する準拠法は日本法とし、紛争が生じた場合、当施設所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。